別表十四⑴の記載要領等第１号中「）又は」を「）、」に、「の規定の」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号。以下この号及び第５号において「令和６年改正法」という。）附則第８条（寄附金の損金不算入に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和６年改正法第２条の規定による改正前の法人税法第37条第６項（寄附金の損金不算入）の規定の」に改め、同第⑾号「「同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額　⑼」」を「「同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額　⑽」」に改め、同第四号中

「「同上の$\frac{20又は50}{100}$相当額　（$\frac{50}{100}$相当額が年200万円に満たない場合（当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。）は、年200万円）　⑶」

を

「「同上の$\frac{20又は50}{100}$相当額　（$\frac{50}{100}$相当額が年200万円に満たない場合（当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。）は、年200万円）　⑶」

に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

」」

５　令和６年改正法附則第８条に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の額にあつては、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄にその明細を記載すること。

別表十四⑴の次に次の１表を加える。